

令和 年 月 日議決・専決

令和 8年 5月29日施行

令和 8年 5月29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和8年佐用町要綱第44号

佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱をここに公布する。

令和 8年 5月29日

佐用町長 江見秀樹

佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子どもを地域で見守る拠点（以下「子どもの居場所」という。）として食事の提供や学習の支援等を行う団体等に対し、予算の範囲内において佐用町子どもの居場所づくり事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「子どもの居場所づくり」とは、次のいずれかの事業をいう。

- (1) 子ども（18歳未満の者をいう。以下同じ。）に無料又は低額な料金で食事を提供する事業（以下「子ども食堂」という。）
- (2) 子どもに対し、学習習慣の定着や基礎的な学力向上等のために自主学習を支援する場を提供する事業（以下「学習支援事業」という。）
- (3) その他町長が子どもの居場所づくりに有効であると認める事業

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 組織及び運営に関する事項を定めた会則、規約等があること。
- (2) 佐用町社会福祉協議会のボランティア団体として登録された団体であること。
- (3) 公序良俗に反する活動を行わないこと。
- (4) 営利を目的とする団体でないこと。
- (5) 特定の政党若しくは政治団体に係る活動又は特定の宗教のための活動をする団体でないこと。
- (6) 当該子どもの居場所づくり事業に関し、町からこの要綱に基づく補助金以外の補助金又は委託料を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助対象となる事業は、前条に定める補助対象者が町内において実施する子どもの居場所づくりとし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 子ども食堂（次に掲げる要件を全て満たすものに限る。）
  - ア 継続的に、原則月1回以上実施すること。ただし、災害や年末年始等、真にやむを得ない事由により実施できないと町長が認める場合は、この限りでない。
  - イ 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制をとること。
  - ウ 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、実施団体関係者等、特定の者しか参加できない運営を行わないこと。
  - エ 管轄する保健所の指導に基づき、飲食業の営業許可を受ける等、所要の衛生管理を行うこと。
  - オ 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び従事者の

傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。

カ 兵庫県の「子ども食堂」応援プロジェクト補助金（以下「県補助金」という。）の申請を優先すること。

(2) 学習支援事業（次に掲げる要件を全て満たすものに限る。）

ア 継続的に、原則月1回以上、1回当たり1時間以上実施すること。ただし、災害や年末年始等、真にやむを得ない事由により実施できないと町長が認める場合は、この限りでない。

イ 1回当たり子どもが3名以上参加できる体制をとること。

ウ 利用料は原則無料とすること。ただし、教材費等廉価な実費徴収についてはこの限りでない。

エ 子どもが幅広く参加できるように広報活動等を行い、実施団体関係者等、特定の者しか参加できない運営を行わないこと。

オ 設備、周囲の環境、運営時間等に配慮するとともに、参加者及び従事者の傷害保険に加入する等、安全確保に努めること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が子どもの居場所づくりに有効であると認める事業（前2号と同等の要件を満たすものに限る。）

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、別表1に定める子どもの居場所づくり事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 子どもの居場所づくり事業補助金の額は、補助対象経費にかかる実支出額から寄附金その他収入額を控除した額とし、別表2に定める額を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 年度途中で事業を開始した場合は、事業の運営に対する補助金は、事業開始月を起算月とし、別表2の補助基準額に応じて月割で補助する。

3 補助対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。また、補助金は年度ごとに交付申請を行うこととし、月ごとの実績に応じて部分払いをすることができる。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする団体等（以下「申請団体」という。）は、子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 申請団体等が法人である場合は、その会則、規約等

(2) 団体概要書

(3) 事業計画書及び収支予算書

(4) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請団体に通知するものとする。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請団体（以下「補助事業者」という。）は、交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に次に掲げる変更を行うときは、必要書類を添えて速やかに、子どもの居場所づくり事業変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

（1） 補助事業の内容の変更（補助の目的及び補助事業の効果に影響を与えない範囲で細部を変更する場合を除く。）

（2） 補助事業の中止又は廃止

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助対象事業の変更、中止又は廃止の承認をするときは、子どもの居場所づくり事業変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに子どもの居場所づくり事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

（1） 収支決算書

（2） 活動報告書

（3） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条の実績報告を受理したときは、当該報告書等の審査を行い、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、子どもの居場所づくり事業補助金額確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の額の確定を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、子どもの居場所づくり事業補助金請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の規定により補助金交付請求書が提出されたときは、提出された日から起算して1か月以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消すことができる。

（1） この要綱の規定に違反したとき。

（2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

（3） 偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（守秘義務）

第15条 補助事業者は、事業を実施する上で知り得た個人に関する情報について、正当な理由なくこれを漏らしてはならない。また、補助対象事業の完了後も同様とする。

（補則）

第16条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

|                |  |
|----------------|--|
| 事業の運営に係る補助対象経費 | 1 事業に係る保険料<br>2 会場の使用料<br>3 消耗品費<br>4 食材費<br>5 印刷製本費<br>6 光熱水費<br>7 教材費<br>8 交通費（食材の運搬に係る交通費に限る。）<br>9 報償費（専門的知識を有する相談員の謝金に限る。）<br>10 その他町長が必要と認めた経費 |
| 事業の開設に係る経費     | 事業の開設に必要な設備整備費（消耗品費、印刷製本費、備品購入費、施設改修費等）のうち、町長が必要と認めた経費   |

別表 2（第 6 条関係）

|       |   |
|-------|---|
| 補助限度額 | <p>(1) 事業の開設に対する補助金<br/>上限を10万円とし、補助対象経費の実支出額の10分の10（ただし、備品購入費及び施設改修費については、2分の1）以内で町長が必要と認めた額</p> <p>(2) 事業の運営に対する補助金<br/>上限を1団体20万円とし、次に掲げる額のうちいずれか低い額とする。ただし、第4条各号に規定する複数の事業を、同日に同じ場所で一体的に実施する場合には、それらの事業を一の事業とみなし、この規定を適用する。</p> <p>ア 補助対象経費に係る実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額の10分の10（ただし、備品購入費及び施設改修費については、2分の1）以内</p> <p>イ 15,000円×補助対象期間中の開催回数</p> |
|-------|---|

様式第1号（第7条関係）

子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

佐用町長 様

住所

団体名

代表者名

年度において、佐用町子どもの居場所づくり事業を下記のとおり実施したいので、  
補助金 円を交付願いたく佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付  
要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

|                |   |
|----------------|---|
| 事業区分           | (1) 子ども食堂 (2) 学習支援事業<br>(3) 町長が子どもの居場所づくりに有効であると認める事業 |
| 事業の名称          |   |
| 事業の目的          |   |
| 事業内容等          | 実施時期： 年 月 日( ) ~ 年 月 日( )<br>実施場所：<br>実施内容：           |
| 事業の対象者と参加見込者数  |   |
| 事業の広報・参加者の募集方法 |   |

添付書類 (1) 申請団体等が法人である場合は、その会則、規約等

(2) 団体概要書

(3) 事業計画書及び収支予算書

(4) その他町長が必要と認める書類

様式第2号（第8条関係）

子どもの居場所づくり事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日付で申請のあった、佐用町子どもの居場所づくり事業補助金については、下記の条件を付して金 円を交付することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業は 年 月 日付で申請のあった事業とし、その内容は佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付申請書に記載のとおりとする。
- 2 事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

|            |   |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助対象経費     | 円 |
| 補助基本額      | 円 |
- 3 事業に要する経費の配分及びこれに対応する補助金の額は、第1項の申請書に記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 この事業は、年 月 日までに完了しなければならない。
- 6 補助金交付の条件は、前5項に定めるもののほか、次のとおりとする。

様式第3号（第9条関係）

子どもの居場所づくり事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

佐用町長 様

住所  
団体名  
代表者名

年 月 日 第 号をもって交付決定のあった 年度佐用町  
子どもの居場所づくり事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、  
承認願いたく佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第8条の規定により  
申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更の内容
- 3 変更後の事業に要する経費及び補助金の額

補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金の額 円

- 4 中止（廃止）の理由

中止予定期間 年 月 日から 年 月 日まで  
廃止予定年月日 年 月 日

様式第4号（第9条関係）

子どもの居場所づくり事業変更等承認通知書

第 号  
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日付で変更（中止・廃止）申請のあった、 年度佐用町  
子どもの居場所づくり事業補助金については、下記のとおり承認することを決定し  
たので通知します。

記

- 1 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業変更承認申請書の  
とおり変更する。
- 2 変更後の事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費 円  
補助対象経費 円  
補助金の額 円

- 3 年 月 日付で申請のあった事業は、補助事業中止（廃止）承認申請書に  
記載のとおり中止（廃止）する。

様式第5号（第10条関係）

子どもの居場所づくり事業実績報告書

年 月 日

佐用町長 様

住所

団体名

代表者名

年 月 日 第 号で交付決定のあった 年度佐用町子どもの居場所づくり事業を下記のとおり実施したので、佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を報告します。

記

1 事業の内容及び経費区分（別記）

2 事業の着手年月日 年 月 日

事業の完了年月日 年 月 日

3 添付書類

（1）収支決算書

（2）活動報告書

（3）その他町長が必要と認める書類

様式第6号（第11条関係）

子どもの居場所づくり事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐用町長

年 月 日 第 号で交付決定した 年度佐用町子どもの  
居場所づくり事業補助金については、年 月 日付 補助事業実績報告書  
に基づき下記のとおり確定したので通知します。

記

|            |   |
|------------|---|
| 補助事業に要する経費 | 円 |
| 補助対象経費     | 円 |
| 補助金確定額     | 円 |

第 号  
年 月 日

佐用町長 様

住所  
団体名  
代表者名

子どもの居場所づくり事業補助金請求書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 年度佐用町子どもの居場所づくり事業補助金として

補助金交付決定額 円

補助金確定額 円

既受領額 円

今回請求額 円

<根拠>

補助金交付決定通知 【 第 号 年 月 日】

補助事業変更承認通知 【 第 号 年 月 日】

補助金確定通知 【 第 号 年 月 日】

上記のとおり、補助金を交付願いたく、佐用町子どもの居場所づくり事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。